

公益財団法人小山市スポーツ協会所有車両及び器具の貸出

公益財団法人小山市スポーツ協会が所有する自動車及び大会等の環境対策機器やニュースポーツ用具を当協会の業務に支障のない範囲において加盟登録する団体等に貸し出します。

(貸出しの条件) 貸出車両及び貸出器具の貸出は、加盟登録する団体が主催する大会や催し等において搬送手段や利活用する場合、その他、協会が特に認めた場合とします。

(借り受け日時) 借り受けは平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに温水プール館協会事務室にお越し下さい。(土日祝日は対応不可)

(使用許可の申請) 貸出車両及び貸出器具を使用しようとする団体の代表者は、借り受けする日の 1 ヶ月前までに電話にて空き状況を確認の上、10 日前までに、別添「貸出車両借用書兼誓約書」(様式 1) 若しくは「貸出器具借用書兼誓約書」(様式 2) を提出して下さい。なお、貸出車両の場合は運転する方の運転免許証の写しを添付して下さい。

(使用の許可) 借用書兼誓約書を受理された後、使用許可の諾否を決定し、その結果を当該団体の代表者に連絡します。

(使用許可の取消し) 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに使用許可を取り消します。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 当該貸出車両及び貸出器具の使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 協会にて使用することが適当でないと認める行為をしたとき。

(使用後の返却) 代表者は、貸出車両及び貸出器具の使用を終えたときは、使用した相当分の燃料の補給並びに清掃を行った上で返却して下さい。

※ 貸出ができる「貸出車両」及び「貸出器具」は、別添一覧表のとおりです。

問合せ先：小山市スポーツ協会事務局
TEL：0285-30-5856 FAX：0285-30-5857